

平成 20 年 11 月 10 日

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議  
座長 高倉 翔 殿

日本発達障害ネットワーク  
代表 田中 康雄

障害のある児童生徒の就学に関する団体ヒアリング意見

### 現状の課題

- 「通常の学級」と「特別支援学級」、「特別支援学級」と「特別支援学校」では、各々大きな違いがあるが、どちらかを選択せざるをえない。
- また、「通常の学級」→「特別支援学級」→「特別支援学校」の移籍は、原則一方向であり、逆方向に動くことが難しい等、硬直的な面がある。

### 今後の方向性

- 今後は、子どもの発達やニーズに合わせて、必要な教育的支援を選択できる特別支援教室構想の実現等、「連続性」のある仕組みの構築が必要である。
- 就学時に振分けてしまうのではなく、「個別の教育支援計画」に基づいて、長期的な展望に立ち、入学後も節目節目で見直しができる、双方向で行き来ができる、柔軟性や納得感のある仕組みの構築が必要である。

平成 20 年 11 月 10 日

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議  
座長 高倉 翔 殿

日本発達障害ネットワーク理事  
日本自閉症協会代議員  
中村 文子

### 障害のある児童生徒の就学に関する団体ヒアリング意見

たとえ、知的に遅れは無くとも、精神面や行動面の発達がゆっくりである発達障害児の成長を考えた時、幼少期～小学校低学年の時期には、場の設定も含めた手厚い支援を提供し、成長段階に合わせて徐々に支援量を減らしていくという考え方が、とても重要であるといえます。

しかし、現状を鑑みるに、本来支援を必要とする時期に十分な支援を受けることができないまま成長し、思春期以降になってからとても悪い状態になってしまっているケースや、逆に就学の段階で特別支援学校を選択し、多すぎる支援を受け続けた結果、本来成長すべきレベルには遠い状態になってしまっているケースが、とても多く見られるように思います。

全ての子ども達が、適正な支援を受けながら本来の成長をとげていくためにも、就学に関して以下の2点を、意見として申し述べさせていただきます。

- 乳幼児期から就学まで、しっかり連続した形で「個別支援計画」を策定し、単なる教育の場の選択ではなく、一人ひとりが持つニーズを明確にし、必要な支援を行うための就学指導であるべき
- 就学した後も、中期的視点で本人の状態を把握し、その時に必要な支援の提供が、スムーズな学校変更を含めて可能になるような仕組みの実現

# 就学相談について —発達障害を中心に—

2008. 11. 10.

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議

三田共用会議所

JDDネット、東京都立梅ヶ丘病院 市川宏伸

# 1 医学問診30年の偽らざる感想(1)

- ・ 約30年間、いくつかの都内の教育委員会で就学・進学相談の医学問診を担当している
- ・ かつては、医師の診断書を提示して、「通常学級に」と頼む保護者がいた
- ・ 東京では、特別支援学校高等部希望者ほぼ全入制になったためか、極端な意見は減っている
- ・ よく勉強している保護者も増えている

# 1 医学問診30年の偽らざる感想(2)

就学相談に教育委員会はこんなに:

時間をかけて

労力をかけて

お金をかけて

どうして保護者は:

満足することが少ないのか

# 1 医学問診30年の偽らざる感想(3)

就学相談窓口の職員は:

相談結果と保護者の要望の間で  
数年で精神的に疲弊する

医学問診をしていると:

保護者からお願いされる  
窓口の職員からお願いされる

## 2 どうしてなのか(1)

- ① 保護者の気持ちを十分に汲んでいないから  
保護者の気持ちは：  
ある日、子どもが良くなったらどうするのか
- \* この気持ちは子どもへの情熱につながる
  - \* 大部分の保護者は子どもの問題に気付いていても認めにくい状態にある

## 2 どうしてなのか(2)

- ② 教える側の都合が見え隠れしているから  
「お宅の子どもさんは、違う判定であったはずだ」 ⇒ 「でも入れてくれたじゃない」  
「大勢の生徒のいるクラスで、特別扱いは出来ない」 ⇒ 「生徒から見れば先生は一人」
- \* うちの子どもだけ特別扱いして欲しい  
(保護者意識)

### 3 その背景は

- ① 医学問診が“篩”であったから  
一度特別支援教育とされたら通常には戻れない  
逆の例を作ることは不安感抑制につながる
  
  - ② 基本的に知的水準で分けていた  
果たして知的水準が問題なのか  
行動障害や精神症状が問題である
- \* 教育だけの問題ではない

## 4 どうするべきか

- ① 一方的に決定する方式を改めるべき  
さまざまな情報を総合的に判断するべき  
期限付きの決定もあるべき
- ② 篩をやめて、現状変更型にするべき  
頻繁に判断の変更を行うべき

## 5 これらの背景にあるもの

- ① 就学時になって、判断するのは遅い  
発達障害であれば、幼稚園・保育園で何らかの兆候があるはず
- ② 知的水準に偏重した判断は古い  
なぜ、特別支援教育を始める必要があったのか  
\* 障害はDisabilitiesからDisordersへ
- ③ 選択肢を用意する時代になっている  
就学指導から就学相談へ

## 6 とは言っても

- ① 徐々にだが改善の方向に向かっている
- ② だが、保護者の要望は複雑である
- ③ 最後は「子どものために何が良いのか」という原点に戻るべきである

\* 特別支援教育の充実が望まれる  
障害感の変化を認めるべきである

平成20年11月10日

特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(第7回)

ヒアリング資料(JDDネット:上野一彦)

# しなやかなインクルージョン体制の中で 継続的な就学支援を

上野一彦

JDDネット理事

日本LD学会会長

東京学芸大学教授

# インクルージョンとは？

- インクルージョンとは、障害のある人々に対して、典型的な日常社会におけるすべての教育、雇用、消費、余暇、地域、家庭活動における機会を保障するものである。
- ノーマライゼーションをさらに進めた考え方で、**障害の有無**、人種の違いなどの**区別をせず**に包含し、その中で区別無く、特別なニーズを持つ人には、必要な対応を行うこととされている。
- **障害のある子どもだけでなく、困難を感じているすべての子どもに対して常に多様な教育形態が提供されなければならない。**

「LDとディスレクシア」 上野一彦、2006

# 小・中学校における特別支援教育の推進

中教審 2005. 12. 8

## 現行制度

障害のある児童生徒

特殊学級

通常の学級

障害のない児童生徒  
軽度の障害のある児童生徒  
LD・ADHDの児童生徒

軽度の障害を対象  
LD・ADHDを含まない

通級による指導

通級

## 現行制度の弾力化及び特別支援教室(仮称)制度の検討

② 特殊学級担任  
の活用

特殊学級

通常の学級

① 交流及び  
共同学習の推進

軽度の障害に加え  
LD・ADHDも対象

通級による指導

通級

## 特別支援教室(仮称)の構想の実現へ

障害の状態に応じ  
必要な支援を受ける

特別支援教室

通常の学級

LD等を含めて  
全ての障害のある  
児童生徒が在籍

# 特別支援教育への移行(先進地区)

## 特別支援学級(固定)

知的障害など

## 特別支援学級(通級)

言語障害・情緒障害

LD・ADHD・高機能自閉症



## 通級指導教室

知的遅れのない発達障害

すべての学校に設置

## 通級指導スタッフ

すべての学校に配置



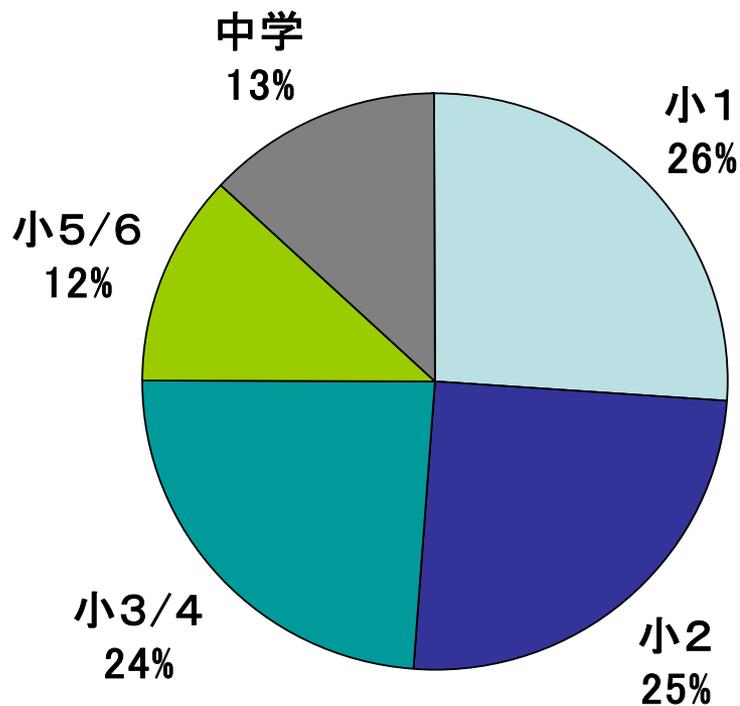
専門家チーム  
(専門委員会)

巡回相談チーム

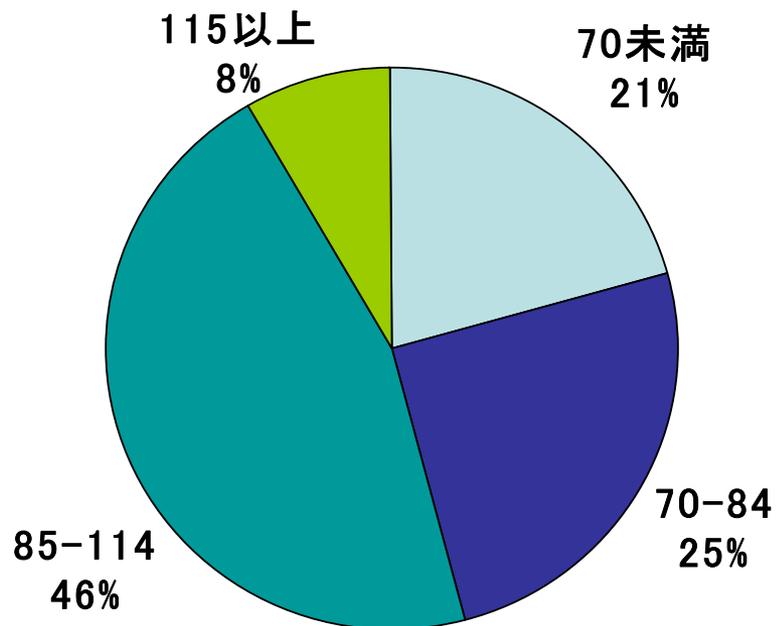
校内委員会

# S地区 専門家チーム相談内容(H19年度)

相談件数(学年別比較 %) N=84



I Q 区分別人数 N=84



# 「就学指導における反省点」

- 貧しい選択肢（特殊教育か通常の教育か）と支援の連続性を欠いたままに、行政的観点からの指導が行われがちだった。
- 子どもの長期的な発達の見通しと具体的で必要な支援を提示できないままに、発達・教育相談としての粘り強い継続性を欠くことがあった。
- 就学指導における継続的機能と評価の弱さは、子どものさまざまな適応・学習の困難が増大しても、その責任を本人と保護者の側に転嫁しがちであった。

# 今後の「就学指導の在り方」

「就学指導」は、①具体的で効果的な支援を保護者と共に相談する場であり、②必要な支援を選択し、③実施の成果を継続的に評価する場でなければならない。

「就学指導」の本来の機能は、就学後も継続される。校内委員会を中心とする特別支援教育体制の実施と評価のなかに、積極的に統合・包含されるべきである。

【特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議（第7回）】

テーマ：今後の就学指導の在り方について

しなやかなインクルージョン体制の中での継続的な就学支援を

JDDネット理事・日本LD学会会長・東京学芸大学教授 上野一彦

平成19年度より、特別支援教育が全国の学校で推進されつつあるが、それに伴い、さまざまな解決すべき課題も新たに見えてきている。その中のひとつに、これまでの「就学指導」の在り方を見直し、新しい特別支援教育体制とどのように関連づけていくかという課題がある。

特殊教育から特別支援教育への転換は、単なる看板の架け替えではなく、これまでの障害の種別や場を中心にした教育から、一人ひとりの子どもの特別支援ニーズに的確に応える教育を実現するための歴史に残る大きな教育改革でもある。

今日、子どもを取り巻く学校・家庭・社会的環境は必ずしもよい状態にはない。学校では学力の低下、いじめ、不登校、授業崩壊等、解決すべきたくさん課題を抱えている。特別支援教育の展開は、これら問題の改善・解決にもつながると考える。それは障害のある子どもたちだけではなく、すべての児童生徒に資する人間尊重の教育モデル・教育システムの構築を目指すものだからである。

本日もそうした観点から、今後の「就学指導」の在り方について、特別支援教育の解決すべき課題と関連する意見を申し上げる。

○ しなやかなインクルージョンとは（参照：スライド2、3）

特別支援教育については、「特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。」とその理念が謳われている。（文部科学省「特別支援教育の推進について(通知)」(19文科初125号)(下線は筆者)

しなやかなインクルージョンとは、すべての人が障害の有無などによって大きな社会的な不利を被ることなく、等しく、個にとって必要な支援を選択し、その効果を判断しながら、弾力的にその運用をよりよく図っていくことである。わかりやすく言い換えるならば、大きな屋根の下で、家族として共に暮らしながら、個々のニーズをお互いに尊重し、それを満たしながら、調和の中で共に豊かな生活をしていくことである。

今回の特別支援教育への転換は、インクルーシブな教育を目指す当初の改革構想からいえば、まだ道半ばである。

○ 見えてきた支援を求める子どもたち（参照：スライド4、5）

地域での特別支援教育体制を育てる仕事をする中で、見えてきた変化がある。ひとつは、保護者の、小学年低学年での相談の増加であり、子どもの状態への気づきと支援を求める姿である。（校内委員会から専門家チームへの相談は、「発達障害」推定値6%の1/3から1/4、小学校1、2年生段階での相談が約半数、軽度知的障害対応の特別支援学校における志願者の急増等）

次に、「通級による指導」を求める子どもたちの中には、LD、ADHD、高機能自閉症などのいわゆる、知的な遅れのない「発達障害」と呼ばれる子ども以外に、軽度の知的障害のある子ども、境界域にある学習遅進児（スローラーナー）、外国籍で言語環境的に学習の困難を起こしている子どもたちもいる。これらの学習の困難を持ちやすい子どもたちへの広範な理解と支援も合わせ考えていかなければならないだろう。

○ 「就学指導」から継続的な「就学支援」へ（参照：スライド6、7）

子どもの発達過程における早期の気づきと支援は、効果的な支援という面から言えば最大の鍵である。その意味で就学前での理解推進は、早期対応のための保護者の理解という意味からも重要であり、これまでの「就学指導」が本人や保護者の側から見て、受け身的な場の選択であったこととは大きな変化が生じつつある。

これまでの就学指導の歴史を振り返ると、以下のような課題があると思う。

- ・ 貧しい選択肢（特殊教育か、通常の教育か）と支援の連続性を欠いたままに、行政的観点からの指導が行われがちだった。
- ・ 子どもの長期的な発達の見通しと具体的に必要な支援を提示できないままに、発達・教育相談としての粘り強い継続性を欠くことがあった。
- ・ 就学指導における継続的機能と評価の弱さは、子どものさまざまな適応・学習の困難が増大しても、その責任を本人と保護者の側に転嫁しがちであった。

こうした反省に立つならば、「就学指導」は、障害の単なる判別やラベリング（名称化）からの場の選択ではなく、具体的に効果的な支援を保護者と共に相談する場であり、個にとって必要な支援を選択し、その実施の成果を継続的に評価する場でなければならない。そして、何よりも大切なことは、そうした相談や支援の受けやすさと支援効果に対する信頼感ではないだろうか。

今後の「就学指導」がその機能を発揮していくためには、特別支援教育体制における校内委員会や専門家チームと密接にリンクしていかなければ、その存在意義は薄い。また、就学指導の本来の機能は、就学後も継続するわけで、その意味でも、校内委員会を中心とする特別支援教育体制の実施と評価のなかに、統合・包含されていくべきだと思う。

文部科学時報(平成十八年一〇月号)原稿(上野一彦)

## インクルーシブな特別支援教育の推進

世界の教育は、すべての子どもたちを区別や差別なく、それぞれの子どもが求める教育サービスを公平かつ的確に提供するインクルーシブな教育の実現に向かっている。二一世紀に入って、わが国では特殊教育から特別支援教育への転換が急ピッチで進められているが、それは単なる看板の掛け替えではなく、世界のインクルージョン理念の動向をその背景にしている。

特別支援教育はこれまでの障害種に、LD(学習障害)やADHD(注意欠陥多動性障害)などを追加するには留まらない。今日、子どもたちを取り巻く教育・家庭・社会的環境に目を向けてみれば、決してよい状態にないことは衆目の一致するところである。まさに公教育全体が大きな曲がり角にあるといっても過言ではないだろう。

学校では学力の低下、いじめ、不登校、授業崩壊など、解決すべきたくさん課題を抱えている。こうした大切な局面にあって、特別支援教育の展開は、これら問題への対応とも深く関連しながら進んでいくと考えられる。いいかえると、解決の強力な切り札になるのではないかとさえ期待される。

インクルーシブな特別支援教育は、障害のある子どもたちだけではなく、すべての児童生徒を視野に入れた人間尊重の教育モデル・教育システムの構築を目指している。一人ひとりの子どもの支援ニーズに的確に応える教育の実現は、まさに歴史に残る大きな教育改革となる可能性があるのである。

本年六月、学校教育法の一部改正に関する法律が成立し、特別支援教育を前進させるための制度的な体制が整った。平成二年、通級による指導に関する調査研究協力者会議の席上で、はじめてLDが採り上げられて以来、早一五年もの歳月が経過した。

さまざまな事業、報告、関係法律の改正・整備の積み上げによつての前進であり、これら進行を支えた関係各位の真摯な子どもを思う気持と努力にたいしてあらためて深い感慨を覚える。

しかし、特別支援教育への移行は、単なる「経費削減」を目的とした改革ではないかといった誤解も一部に根強く、特別支援教育構想の実現のみならず、「通級による指導」体制拡充にも支障を招きかねない動きが未だに存在することも事実である。

トリー・ヘイデンの「よその子—見放された子どもの物語 (Somebody Else's Kid)」(早川書房)のなかに、アメリカにおける今日の障害児教育の原点であり、個別教育計画(IEP)の根拠ともなっている、メインストリーミング法(公法九四—一四二)の施行当時の実情の一端がこう書かれている。

『この法律は特殊教育を受けていた生徒をできるだけ規制の少ない環境に置き・・・ 鳩小屋はもういらぬ。ごみ捨て場はもういらぬ。じつに美しい、理想的な法律だった。しかし・・・そこに真空地帯が作られつつあることに気づいているべきだったのだ。』

立派な制度も、その改革や移行にあたっては、ていねいにソフトランディングしなければいけないことを、三〇年まえに教えてくれている。

今回の改革も、新しい自動車を作ってから子どもたちを乗せるのではなく、子どもを乗せたまま自動車を改造していくわけで、その過程において、子どもをふり落とすことのないように細心の注意が必要である。

ひとつの学校内に多様な支援サービスを準備することがすぐには無理な場合、あるエリア(例えば中学校区など)内におけるいくつかの小学校在群を構成し、そのエリア内において多様な支援サービス機能を計画的に準備し、提供する体制を整えるといった新しいシステム構想も魅力的である。

そのためには、子どもの通学利便性に支援機能を重視した学校選択性を加味し、一つないし二つの中学校区をベースとした学校群(クラスター・ファミリーなど)といったしなやかな組織づくりを積極的に検討すべきであろう。地域の特性に配慮した、さまざまな発想による理念の実現こそ、わが国のインクルーシブな特別支援教育として世界に発信できる教育となるのではないだろうか。

#### 【略歴】

一九四三年生れ。東京大学大学院修了後、東京大学助手、東京学芸大学講師を経て現、東京学芸大学教授。日本LD学会会長。LD・ADHD教育の日本のパイオニア。LD関連の調査研究協力者会議などの委員。著書に「LDの教育」「LDとADHD」など多数。